

## 休業要請に伴う対応について

4月7日に政府から緊急事態宣言の発令があり、4月10日に埼玉県知事の発表で4月13日より県内全ての自動車教習所が休業協力要請の該当となりました。これに伴い、縮小営業を行っていましたが、首都圏の「新型コロナウイルス感染症」の感染状況を鑑み、下記の日程で、営業の自粛をいたしますので、お知らせいたします。

この度は、お客様に多大なるご迷惑とご心配をかけてしまい、大変申し訳ございません。休業期間中のご予約については、一旦こちらで全てキャンセルさせていただきます。今後のスケジュールの作成については5月8日以降お電話にてご連絡下さい。

**休業期間：令和2年4月17日～令和2年5月6日(予定)**

尚、変更がありましたら逐一ホームページ等にてご報告させていただきます。当所職員も外出禁止要請に伴い、お電話のお問合せに応じられない場合もございます。ご迷惑をおかけいたしますが、人命を第一に考えてこのような対応をさせていただくことをご理解賜りますようお願い申し上げます。新型コロナウイルス感染症の一日も早い収束を願うと共に、皆さまのご健康を心よりお祈り申し上げます。